

# 基金運用方針

(平成14年3月1日財政局長決裁)

(趣旨)

第1条 財政局長は、仙台市の保有する基金について、確実かつ効率的な運用を行うため、基金運用方針を定める。

(担当者の基本的遵守事項)

第2条 基金の運用にあたる財政局長以下の担当者は、本方針に基づき運用を行うものとし、その在任期間中において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 職務上実行する行為については、私人としての行為にあっても、利益相反行為を行わないこと。
- ② 日常的な管理事務にあたっては、金融機関の自己開示情報の整理や、新聞報道等の第三者情報の把握といった当然の注意を怠らないこと。

(運用目標)

第3条 運用の目標は、優先順位の高い順に、安全性、流動性、利回りとする。

(1) 安全性

運用においては、次により信用リスク・金利リスクの低減を図る。

①信用リスク（預金先及び発行体の破綻による損失）

ア 金融機関の経営状況の評価等により、運用に適した金融機関の選定を行う。（選定基準については、第4条（1）参照）

イ 有価証券による運用を行う場合は、投資対象を、安全性が高い証券（国債、政府保証債、地方債、地方公共団体金融機構債及び財投機関債（以下、「国債等」という。））に限定する。

ウ 損失可能性の低減を図るため、分散投資を行う。

②金利リスク（金利変動に伴う損失）

ア 各基金の資金需要の見通しに対応した運用計画を策定し、途中解約、途中償却を回避する。

イ 有価証券による運用を行う場合は、毎年一定の額を再投資するラダー型運用を基本とする。

(2) 流動性

資金計画は、あらゆる資金需要に応えられるように十分な流動性を維持する。

### (3) 利回り

運用のリスク制約と流動性のニーズを考慮しつつ、収益を確保できるよう努める。有価証券の途中売却は原則として行わない。ただし、長期的により効率的な運用が達成できる場合、若しくは流動性を維持するために売却しなければならない場合は、この限りではない。

### (運用先の選定)

第4条 運用先の選定については、次の基準により行う。

#### (1) 預金

- ① 仙台市内に本・支店をおく金融機関のうち、基金の受け入れを希望するものに対して運用を行う。この場合の金融機関は、仙台市公金管理委員会設置要綱（平成17年3月16日市長決裁）第6条の規定により設置される公金管理関係課長会議（以下、「課長会議」という。）における、仙台市公金管理関係課長会議設置要綱（平成14年3月26日収入役室長決裁）第2条第2項第1号に規定する金融機関の健全性、財務状況等の評価の結果、Aと評価されたものの中から選定することとする。
- ② 課長会議においてB若しくはCと評価された金融機関又は仙台市ペイオフ対策基本方針（平成17年3月16日市長決裁）5の規定に基づき運用が可能とされた金融機関については、本市の預金債権と借入債務との相殺が可能な額を限度として運用を行うことができるものとする。

#### (2) 金銭信託，貸付信託

仙台市内に本・支店をおく金融機関のうち、基金の受け入れを希望するもので、かつ、主要な格付機関において長期債の格付が最上位であるものに対して運用を行う。

#### (3) 国債等，現先取引

本市市場公募地方債引受シンジケート団に属しているものを取引対象とする。

#### (4) 資金融通

条例の定めるところにより、歳計現金に繰り替え、又は他の会計に貸し付けて運用することができる。

### (運用方法)

第5条 運用に際しては、基金の性質に応じた具体的な運用計画を策定の上、次の方法により実施する。

#### (1) 短期運用（1年以内）

##### ①運用対象

- ア 金融機関の預金（大口定期預金・通知預金等）
- イ 国債等のうち、残存期間が1年を超えないもの

ウ 現先取引

エ 歳計現金等への資金融通

## ②運用方法

ア 預金による運用先の決定は、運用利率の提示による入札方式を原則とする。

イ 一部の金融機関への預金の集中を避けるため、前条（１）①の規定により選定した金融機関毎に預金限度額（クレジットライン）を設け、その限度額を別記１のとおりとする。ただし、本市の預金債権と借入債務との相殺が可能な金融機関の場合は、基金のうち預金による運用が可能な額の範囲内で預金限度額及び当該相殺が可能な額の合計額を限度として、預金することができる。

ウ 国債等を購入する場合は、最終利回りの提示による入札方式を原則とする。金融情勢の変動等により購入予定額の確保が困難な場合は、予約買付等の随意契約も認められる。

エ 現先取引については、債券の買い戻し条件の提示による入札方式とする。

オ 国債等の取得価格は、原則として額面以下とする。額面以下の債券の購入が困難な場合は、満期償還時における受け取り利金が、額面価格と取得価格の差額を上回る場合に限り購入できるものとする。

カ 国債等を購入する場合は、一部の銘柄への集中を避けるため、銘柄毎に購入限度額を設け、その限度額を５０億円とする。

キ 歳計現金に繰り替え、又は他の会計に貸し付けて運用する場合は、別記２の方法による。

## （２）中・長期運用（１年超）

### ①運用対象

ア 国債等

イ 金銭信託、貸付信託（いずれも元本保証のあるものに限る）

ウ 歳計現金等への資金融通

### ②運用方法

ア 国債等を購入する場合は、最終利回りの提示による入札方式を原則とする。金融情勢の変動等により購入予定額の確保が困難な場合は、予約買付等の随意契約も認められる。

イ 地方債のうち本市市場公募地方債又は共同発行市場公募地方債（いずれも新発のものに限る。）を購入する場合は、引受シェアに応じた随意契約によることができる。

ウ 国債等の取得価格は、原則として額面以下とする。額面以下の債券の購入が困難な場合は、満期償還時における受け取り利金が、額面価格と取得価格の差額を上回る場合に限り購入できるものとする。

エ 国債等を購入する場合は、一部の銘柄への集中を避けるため、銘柄毎に購入限度額を設け、その限度額を５０億円とする。

オ 歳計現金に繰り替え、又は他の会計に貸し付けて運用する場合は、覚書等の方法

により、期間、利率等確実な繰戻しの方法を定める。この場合の期間及び利率は別記3のとおりとする。

(委任)

第6条 この運用方針に定めるもののほか、基金の運用に関し必要な事項は、財政局長が定める。

附 則

この運用方針は、平成14年3月1日から適用する。

附 則 (平成15年3月31日改正)

この改正は、平成15年4月1日から実施する。

附 則 (平成20年3月31日改正)

この改正は、平成20年4月1日から実施する。

附 則 (平成21年12月1日改正)

この改正は、平成21年12月1日から実施する。

附 則 (平成24年9月7日改正)

この改正は、平成24年9月7日から実施する。

附 則 (平成26年2月3日改正)

この改正は、平成26年2月3日から実施する。

附 則 (平成28年3月31日改正)

この改正は、平成28年3月31日から実施する。

附 則 (平成28年10月11日改正)

この改正は、平成28年10月11日から実施する。

附 則 (平成29年3月1日改正)

この改正は、平成29年3月1日から実施する。

ただし、第5条(1)の改正規定は、平成29年4月1日から実施する。

附 則 (平成30年2月22日改正)

この改正は、平成30年3月1日から実施する。

附 則 (令和元年7月16日改正)

この改正は、令和元年8月1日から実施する。

別記1（第5条（1）②イ関係）

相対交渉方式による証書方式での銀行等引受債の借入を有する金融機関	預金平均残高の2.5%
その他の金融機関	預金平均残高の2.5%かつ200億円

別記2（第5条（1）②キ関係）

（借入）

- 1 会計課、公営企業財務担当課（以下、「会計課等」という。）は、基金からの借入を希望する場合、借入希望日の5日前（土・日・祝日及び年末年始を除く。）までに借入申込書を作成し、財政課に提出するものとする。

財政課は、当該借入を承諾する場合、借入承諾書を作成し、会計課等に提出するものとする。

会計課等は、借入を受けた場合、借用証書を作成し、財政課に提出するものとする。

（返済）

- 2 返済は原則として当該借り入れた年度中とし、借入承諾書に記載の期間によることとする。

返済は、財政課が発行する返済請求書に基づき、元本と利息を合算して一括で返済することとする。

（繰上返済）

- 3 会計課等は、財務状況に変動が生じ、借入承諾書に関わらず借入金額の全部又は一部を繰上げて返済すること（以下、「繰上返済」という。）が可能な場合、返済希望日の7日前（土・日・祝日及び年末年始を除く。）までに、繰上返済申込書を作成し、財政課に提出するものとする。

財政課は、繰上返済を承諾する場合、繰上返済承諾書兼請求書を作成し、会計課等に提出するものとする。

（利率）

- 4 貸付利率は、貸付日の属する週の前週最初の金融市場営業日における東京銀行間取引金利（TIBOR、円・365日ベース）に1.2を乗じて得た値とし、小数点第3位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。ただし、貸付実行日の属する月の前月に第5条（1）②アの規定により実施した入札における平均利率（当該借入承諾日時点において判明しているものに限る。）を、これによりがたい場合は、貸付実行日の属する月の直近の月における平均利率を下限とする。なお、この場合の金利は、貸付期間に並び、次のとおりとする。

貸付期間	金利
1日以上1月以内	T I B O R 1カ月ものの金利
1月を超え3月以内	T I B O R 3カ月ものの金利
3月を超え1年以内	T I B O R 6カ月ものの金利

(その他)

- 5 企業会計に貸付を行う場合を除き、1～3の一部については省略することができるものとする。

### 別記3（第5条（2）②オ関係）

(期間)

- 1 貸付期間は、原則5年又は10年とする。

(利率)

- 2 貸付利率の算定については、次の各号に掲げる貸付期間に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

(一) 5年 貸付実行日の属する年度の前年度における本市の全基金の運用利回り（預金によるものに限る。）に3分の1を乗じて得た値に、貸付実行日の属する月の前月以前の直近の月に発行された5年の新発市場公募地方債の利率の平均（以下この号において「前月の5年債」という。）に3分の2を乗じて得た値を加えた年利率とし、小数点第3位未満の端数があるときには、これを四捨五入する。ただし、前月の5年債の利率を上限とする。

(二) 10年 貸付実行日の属する年度の前年度における本市の全基金の運用利回り（預金又は債券によるものに限る。）に3分の1を乗じて得た値に、貸付実行日の属する月の前月に発行された共同発行市場公募地方債（以下、「前月の共同債」という。）の利率に3分の2を乗じて得た値を加えた年利率とし、小数点第3位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。ただし、前月の共同債の利率を上限とする。

貸付利率は貸付日から5年を経過した時点（以下、「利率見直し日」という。）で見直しを行うものとする。ただし、金融情勢の変動等により、財政課又は会計課等が必要と認める場合は、協議により利率見直し日前に見直しを行うことができるものとする。この場合における見直し後の貸付利率については、利率見直し日の属する年度の前年度における本市の全基金の運用利回り（預金又は債券によるものに限る。）に3分の1を乗じて得た値に、利率見直し日の属する月の前月に発行された共同発行市場公募地方債（以下「見直し前月の共同債」という。）の利率に3分の2を乗じて得た値を加えた年利率とし、小数点第3位未満の端数があるときには、これを四捨五入する。ただし、見直し前月の共同債の利率を上限とする。